七　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　附則第十八条第一項第十二号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2　（略）

（支払未済の給付）

第七十三条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十五条又は平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第四十五条の規定により支払未済の給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　附則第十八条第一項第十二号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3　（略）

（払渡希望金融機関等の変更の届出）

第七十六条の三　受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　附則第十八条第一項第十二号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2　（略）

（受給代表者の変更の申請）

第七十六条の四　受給権者は、受給代表者の変更を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　附則第十八条第一項第十二号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3　（略）

七　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2　（略）

（支払未済の給付）

第七十三条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十五条又は平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第四十五条の規定により支払未済の給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2・3　（略）

（払渡希望金融機関等の変更の届出）

第七十六条の三　受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2　（略）

（受給代表者の変更の申請）

第七十六条の四　受給権者は、受給代表者の変更を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2・3　（略）